

商品名	
保証会社	○無担保住宅ローン
ご利用いただける方	<p>○一般社団法人しんきん保証基金</p> <p>○次の要件全てに該当する方</p> <p>①当金庫の営業地区内に居住または勤務している方</p> <p>②申込時年齢が満18歳以上の方</p> <p>③安定継続した収入がある方</p> <p>④次のいずれにも該当しない方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 仮差押・差押もしくは競売の申請または破産・民事再生手続開始等の申立があった方 ・ 租税を滞納して催促を受けた方、または保全差押を受けた方 ・ 延滞債務のある方 ・ 手形交換所の取引停止処分があった方 ・ 信用を失墜した方 ・ 制限行為能力者である方 ・ 反社会的勢力 <p>⑤当金庫が貸付を実行して差し支えないと認められること</p> <p>⑥日本国籍を有する方、または永住者および特別永住者</p> <p>⑦一般社団法人しんきん保証基金の保証が得られる方</p>
お使いみち	<p>○申込人が居住(居住予定を含む)し申込人もしくはその家族(配偶者、直系尊属(配偶者の直系尊属を含む)、子、孫、兄弟)が所有している自宅、またはその家族が居住(居住予定を含む)し申込人が所有している自宅にかかる次の資金</p> <p>※①は、申込時点で、支払日から3ヵ月以内のものに限り支払済資金(売買契約や工事請負契約時に支払う手付金・契約金に限る)も可</p> <p>①不動産の購入資金、新築資金、建て替え資金、リフォーム(増改築・修繕)資金およびそれに伴う諸費用</p> <p>※「諸費用」とは、印紙代、登記費用、仲介手数料、住宅性能評価の費用、設計管理料、土地造成費用、解体工事費用等</p> <p>※上記①に付随して必要となるインテリアや家電等購入資金も可(ただし、①と合わせた申込みで100万円以内)</p> <p>※土地のみの購入資金は、隣地購入、底地購入を対象</p> <p>※上記①にかかる住宅ローンの不足資金は対象外</p> <p>②申込人が①を用途として当金庫を含む金融機関・信販会社等から借り入れたローン(無担保)の借換え資金(借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含む)</p> <p>③申込人が①を用途として当金庫を含む金融機関から借り入れた住宅ローンまたはそれを借換えたもの(借換え直前3ヵ月の約定返済で、3営業日以上履行遅滞が1度もないものに限る)の借換え資金(借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含む)</p> <p>【申込時点における対象となる物件の条件】</p> <p>申込人またはその家族の持家で、抵当権・差押等の各種(仮)登記がないもの</p> <p>※次のものは各種(仮)登記から除く</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当金庫貸付(事業資金、住宅ローン(代理貸付を含む)等)にかかる抵当権および根抵当権

商品名													
	○無担保住宅ローン												
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本件の借換えで抹消となる他行住宅ローンにかかる抵当権および根抵当権 ・ 資金用途がリフォーム（増改築・修繕）資金またはリフォーム（増改築・修繕）の借換え資金の場合の他行住宅ローンにかかる抵当権 ※事業性資金、支払先が申込人またはその配偶者・親・子（法人・自営業を含む）となる資金は対象外												
ご融資金額	○2,000万円以内												
ご融資期間	○3ヶ月以上20年以内												
ご融資利率	○当金庫の短期プライムレート（短期貸出最優遇金利）を基準とする変動金利型 短期プライムレート+年0.25% ※エコ住宅資金（付帯する設備工事資金を含む）に該当する場合 年0.2%優遇します。 ※パートナー協定等優遇金利 年0.50%以内の適用可とします。 ※団体信用生命保険を付保する場合は、上記金利に0.30%~0.50%の加算となります。												
貸付形式	○証書貸付												
ご返済方法	○毎月元金均等・元利均等割賦返済（6ヶ月以内での据置可） （6ヶ月ごとの増額返済も可能ですが、融資金額の50%以内かつ1万円単位となります）												
連帯保証人・担保	○不要 ただし、ご融資金額が1,000万円を超え、団体信用生命保険が謝絶等により付保できない場合は法定相続人1名を連帯保証人または連帯債務者とさせていただくことで取扱い可												
保証料	○（毎月払い方式）※ご融資利率に含まれます。												
団体信用生命保険	○1,000万円以下は任意 1,000万円を超える場合は付保 ※ご加入の場合、下記金利が上乗せになります。 <table style="margin-left: 20px; border: none;"> <tr> <td>①一般団信</td> <td>（上乗せ金利</td> <td>0.30%）</td> </tr> <tr> <td>②がん団信</td> <td>（同上</td> <td>0.40%）</td> </tr> <tr> <td>③三大疾病</td> <td>（同上</td> <td>0.45%）</td> </tr> <tr> <td>④フルサポート</td> <td>（同上</td> <td>0.50%）</td> </tr> </table>	①一般団信	（上乗せ金利	0.30%）	②がん団信	（同上	0.40%）	③三大疾病	（同上	0.45%）	④フルサポート	（同上	0.50%）
①一般団信	（上乗せ金利	0.30%）											
②がん団信	（同上	0.40%）											
③三大疾病	（同上	0.45%）											
④フルサポート	（同上	0.50%）											
遅延損害金	○年14.60%												
支払方法	○工事契約先等に振込 ※保証金額の20%または50万円のいずれか大きい金額までは信用金庫の判断で振込しなくても可 ※支払済資金は除く												
必要書類	○本人確認資料 運転免許証表裏<運転免許証を持していない場合は、個人番号カード、パスポート、健康保険証、顔写真付住民基本台帳カード表裏、運転経歴証明書表裏> ○年収確認書類（公的所得証明、源泉徴収票等の年収確認書類） ※100万円以内の場合は徴求不要 ○資金用途ごとに定める対象物件の全部事項証明書（申込日時点で発効日から3ヶ月以内のもの）												

商品名													
○無担保住宅ローン													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資金使途</th> <th>徴求対象物件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>不動産の購入資金 ※2. 3</td> <td>購入するすべての土地・建物</td> </tr> <tr> <td>新築資金、建て替え資金</td> <td>建築する建物の敷地となる土地</td> </tr> <tr> <td>リフォーム資金</td> <td>リフォーム対象となる建物</td> </tr> <tr> <td>ローン（無担保）の借換え資金</td> <td>借換え対象となる建物</td> </tr> <tr> <td>住宅ローンの借換え資金</td> <td>借換え対象となるすべての土地・建物</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1. 「インターネット登記情報提供サービス」から出力したものも可 ※2. 隣地購入、底地購入は、購入するすべての土地と自宅建物を徴求 ※3. 新築マンションは徴求不要</p> <p>○住宅ローンの借換え資金を含む場合は、借換え対象の住宅ローンにかかる返済予定表および返済用預金口座通帳 ○不動産の購入資金の場合は、売買契約書 ○支払済資金の場合は、領収書、通帳等</p>	資金使途	徴求対象物件	不動産の購入資金 ※2. 3	購入するすべての土地・建物	新築資金、建て替え資金	建築する建物の敷地となる土地	リフォーム資金	リフォーム対象となる建物	ローン（無担保）の借換え資金	借換え対象となる建物	住宅ローンの借換え資金	借換え対象となるすべての土地・建物
資金使途	徴求対象物件												
不動産の購入資金 ※2. 3	購入するすべての土地・建物												
新築資金、建て替え資金	建築する建物の敷地となる土地												
リフォーム資金	リフォーム対象となる建物												
ローン（無担保）の借換え資金	借換え対象となる建物												
住宅ローンの借換え資金	借換え対象となるすべての土地・建物												
事後確認	<p>貸付実行後、対象物件の全部事項証明書を徴求し、次のいずれかを確認する</p> <p>①不動産の購入資金、新築資金、建て替え資金 対象物件の所有者が申込人またはその家族であること</p> <p>②住宅ローンの借換え資金 借換え対象住宅ローンの（根）抵当権が抹消されていること</p>												
手数料	○繰上返済時には、金庫所定の手数料がかかります。												
その他	<p>○詳しくは、当金庫窓口・得意先担当者へお問い合わせ下さい。</p> <p>○お申込みに際しては、事前の審査をさせていただきます。結果によってはご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p>												
保証対象と ならないもの	<p>○支払先が、申込人または配偶者、親（配偶者の親を含む）、子が営む法人・自営業</p> <p>○支払先が、申込人の配偶者、親（配偶者の親を含む）、子</p>												
苦情処理措置	本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談室（9時～17時、電話：0855-22-1851）にお申し出ください。												
紛争解決措置	東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客様相談室または全国しんきん相談所（9時～17時、電話03-3517-5825）にお申し出ください。												

日本海信用金庫